

秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引きの改正について

1 改正理由

- ・工事の品質を確保し、更なる担い手確保や女性技術者の活躍促進、企業の実績をより適切に評価するため、評価項目を改正する。
- ・総合評価落札方式の受注機会拡大を図るため、過去の実績にとらわれず総合評価に参加できる方式として、「企業チャレンジ型」を試行する。

2 改正内容

- ・簡易型の評価項目については、別紙1による
- ・企業チャレンジ型の試行については、別紙2による

3 適用期日

令和5年8月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

秋田県総合評価落札方式(建設工事)運用の手引きの改正内容一覧

【別紙1】

■簡易型の評価項目について

No	評価項目	改正内容	改正後評価基準・配点
1	企業の同種工事の施工実績	○評価対象期間を10年間に15年間に拡大	○現行どおり
4	企業の建設キャリアアップシステム(CCUS)への取組	○「活用」における運用事項の明確化 (下請企業の履行範囲)	○現行どおり
6	災害時の配備体制及び訓練実績	○「災害協定に基づく活動実績」に改める ○「応急対策業務の実績」に対する評価に見直し	a. 応急対策業務の実績がある(工事箇所と同一管内の実績) 1.0点 b. 応急対策業務の実績がある(工事箇所と同一管内以外の実績) 0.5点 c. 上記以外 0.0点
7	7-1 企業の雇用に關する実績 7-2 企業の雇用に關する姿勢	○「企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組」に評価項目を改める ○「女性技術者の在籍」を追加の上、4項目の必須評価に見直し 【各1.0点 計4点】 ○新卒者の定義を見直し(県外高校卒業者も評価対象) ○職業体験等の実施実績の運用を明確化	①女性技術者の在籍 a. 監理又は主任技術者の資格を有する女性技術者が在籍している 1.0点 b. 技士補等の資格を有する女性技術者が在籍している 0.5点 c. 上記以外 0.0点 ②過去1年間の新卒者又は離職者の雇用実績 a. 新卒者又は離職者の2名以上の雇用実績あり 1.0点 b. 新卒者又は離職者の1名の雇用実績あり 0.5点 c. 新卒者又は離職者の雇用実績なし 0.0点 ③ワークライフバランス企業認定等の取得 ○現行どおり
8	モデル工事等への取組	「週休2日制」 ○「準週休2日制」の評価基準を追加	④過去2年間の職業体験等の実施 ○現行どおり
10	企業の賃金水準向上に向けた取組	○現行の評価基準に加え、税理士又は公認会計士等の第三者による確認資料を提出することで、企業個別の事情に応じた3ケースを評価対象に追加	週休2日制工事の実施証明書の有無 a. 完全週休2日制工事の実施証明書を有している 1.0点 b. 準完全週休2日を達成した週休2日制工事の実施証明書を有している 0.75点 c. 4週8休以上を達成した週休2日制工事の実施証明書を有している 0.5点 d. 上記以外 0.0点
17	若手又は女性技術者の育成	○若手技術者の定義を変更(40歳未満→45歳未満)	○現行どおり
18	配置予定技術者の同種工事の施工実績	○評価対象期間を10年間に15年間に拡大 ○現場代理人(有資格者)の実績も評価対象に追加	○現行どおり
19	配置予定技術者の工事成績評定点	○現場代理人(有資格者)の実績も評価対象に追加	○現行どおり
22	登録基幹技能者等の配置	○配点の見直し(基準配点:2.0点→1.0点)	a. 登録○基幹技能者の配置 1.0点 b. ○○士 0.5点 c. 上記以外 0.0点

秋田県総合評価落札方式(建設工事)運用の手引きの改正内容一覧

【別紙2】

■新たな評価方式の試行について

No	目的	試行内容
1	<p>技術的な工夫の余地が小さい工事において、新規参入企業や受注実績の少ない企業の受注機会拡大を図るため、工事成績や表彰実績等の評価を割愛した方式を試行する。</p>	<p>●評価の形式：企業チャレンジ型</p> <p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の同格付工種における工事成績評定点 ・企業の優良工事表彰 ・災害時の配備体制及び訓練実績 ・モジュール工事等への取組 ・登録基幹技能者等の配置 <p>※技術力については同種工事の施工実績等で評価</p> <p>評価項目から割愛</p> <p>＜対象工事＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工種：一般土木工事 ・予定価格：4千万円以上1億円未満 ・実施件数：各地域振興局1件程度